平成23年度 叙勲・褒章受章 合同祝賀会

秘書広報課 ☎973−5079

平成23年中に叙勲・褒章を受章された方々の合同祝賀会を行います。多くの皆様のお越しをお待ちしております。

【と　き】2月15日(水)　午後3時

【ところ】ニュー三和（字田場1100−10）

【会　費】2，000円（当日受付）

【叙勲・褒章受章者】

・（故）盛小根英順様
・（故）久田通明様
・（故）平川邦夫様
・神田米三様
・木元敏行様
・嶋田政治様
・祖堅清康様
・玉城昌治様
・前堂恒夫様
・玉榮德治様
・上地安房様
・新垣道太郎様
・金城勝春様
・津波堅三様
・知念恒男様

※受章年月日順

高齢者の「障害者控除対象者認定書発行」および「おむつ代の医療費控除の証明書発行」について

障害者控除対象者認定書発行について

介護保険の要介護認定を受けている方のうち、身体障害者又は知的障害者に準ずる者として障害者控除対象者に認定された場合に、障害者控除対象者認定書を発行します。所得税や市・県民税の申告をするときに、この認定書を添付すると、本人又はその扶養者が障害者控除又は特別障害者控除を受けることができます。

【対　象　者】６５歳以上の要介護認定者で、身体障害者、知的障害者に準ずる方、又はその人を扶養している方。
※「すでに身体障害者手帳等で控除を受けている方」は、該当しません。

【控除の区分】①障害者控除（要介護認定結果において、障害高齢者自立度がＡ又は認知症高齢者自立度がⅡ）
②特別障害者控除（要介護認定結果において、障害高齢者自立度がＢ、Ｃ又は認知症高齢者自立度がⅢ、Ⅳ、Ｍ）

おむつ代の医療費控除の証明書発行について

介護保険の要介護認定を受けている方で、所得税や市・県民税の申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが２年目以降の方は、「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する「証明書」を使用することができます。

【対　象　者】次の条件をすべて満たす場合に「証明書」を発行します。
①おむつ代の税申告をするのが２年目以降の方
※１年目は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。
②要介護認定時に主治医から提出していただいた意見書で、寝たきり状態（寝たきり度B1〜C2）にあり、尿失禁の発生可能性があることを確認できる方

【申請手続き】
介護長寿課窓口にて、申請書(※申請者印、対象者印必要)に必要事項を記入のうえ、介護保険被保険者証を添えて申請してください。なお、今回の申請から、介護認定情報提供の同意欄を設けましたので、ご協力お願いいたします。

【お問い合わせ】介護長寿課　☎９７３−３２０８